	旧東和町域 (東和班担当区域)						
月・日	曜日	対象地区	相談時間	会 場			
2月15日	火	伊崎	9:30~12:00				
277.01		地家室	13:30~16:00				
2月16日	水	佐 連 沖家室	9:30~12:00 13:30~16:00	佐建宏貼 沖家室公民館			
0.017.0		内入	9:30~12:00	内入公民館			
2月17日	木	小伊保田		小伊保田公民館			
2月18日	金	(久賀班支援)	/	/			
2月19日	±		_	_			
2月20日	日	_	_	_			
2月21日	月	/	/	/			
2月22日	火	(橘班支援)	/	/			
2月23日	水	(橘班支援)	/	/			
2月24日	木	【確申相談】 旧東和町全域	9:30~16:00	東和総合センター			
2月25日	金	(大島班支援)	/	/			
2月26日	土	_	_	_			
2月27日	Ħ	_	_	_			
2月28日	月	森·平野	9:30~16:00	東和総合センター			
3月1日	火	情 雨 振	9:30~12:00 13:30~16:00				
3月2日	水	油宇	9:30~16:00	油宇公民館			
3月3日	木	和 田	9:30~16:00	和田公民館			
3月4日	金	小 泊 馬ケ原	9:30~12:00 13:30~16:00	小泊公民館 馬ケ原公民館			
3月5日	±	_		_			
3月6日	H	_	_	_			
3月7日	月	伊保田	9:30~16:00	油田農村環境改善センター			
3月8日	火	和 佐	9:30~16:00	和佐公民館			
3月9日	水	大小積 神 浦	9:30~12:00 13:30~16:00	海辺の家おつみ 神浦公民館			
3月10日	木	船越西方	9:30~12:00 13:30~16:00	船越公民館			
3月11日	金	外入		白木多目的共同利用施設			

		旧橘町域	(橘班担当区域)	
月・日	曜日	対象地区	相談時間	会場
2月15日	火	安下・川間	9:30~16:00	安下区民館
2月16日	水	原・古城	9:30~16:00	原地区学習等供用施設
2月17日	木	日前浜	9:30~16:00	日良居出張所
2月18日	金	土 居	9:30~16:00	日良居出張所
2月19日	土	_	1	_
2月20日	日	_	1	_
2月21日	月	/	/	/
2月22日	火	【確申相談】 旧橘町日良居地区	9:30~16:00	日良居出張所
2月23日	水	【確申相談】 旧橘町安下庄地区	9:30~16:00	橘総合センター
2月24日	木	西浦・長天・田中 おれんじヒルズ	9:30~16:00	橘総合センター
2月25日	金	塩宇·真宮	9:30~16:00	橘総合センター
2月26日	土	_	_	_
2月27日	日	_	_	_
2月28日	月	和戸・正分	9:30~16:00	橘総合センター
3月1日	火	栄・安高	9:30~16:00	安高地区農事集会所
3月2日	水	庄	9:30~16:00	庄区民館
3月3日	木	大 泊 吉 浦	9:30~12:00 13:30~16:00	
3月4日	金	源明	9:30~12:00	源明老人憩いの家
		鹿家	13:30~16:00	鹿家地区農事集会所
3月5日	±	_	<u> </u>	_
3月6日	B			
3月7日	月	秋		秋老人憩いの家
3月8日	火	三ツ松	9:30~16:00	
3月9日	水	油良	9:30~16:00	
3月10日	木	江ノ浦 樽 見	8:40~10:40	浮島漁村センター 浮島地区学習等供用施設
		長 浜	13:30~16:00	
3月11日	金	日前郷	9:30~16:00	日前郷区民館

- ▶所得税・贈与税・事業税・住民税の受付は、平成17年3月15日巛までです。
- ◆個人事業者の消費税・地方消費税の受付は、平成17年3月31日休までです。

ガ

キ等による架空請

求

弁 であ

の準備書面を提出して主

してください。正式な通

いれば、

異議申立書や答

張するようになりますの

で、

無料法律相談などで具体

対応を相

談するようお勧

8

ます。 (V) が、 は ガ ような悪質な内容となって て至急連絡を求めたりする 記載し、 律事務所名をかたっ 保険庁などの公的機関 求と称して、法務省 裁判取り下げ最終期 います。 電子消費料金未納分」の請 無視して、 キなど、 このような、 な 最近の架空請 相変わらず横行して 61 訴訟をほ お金は支払わな 根拠のない請求 絶対に連絡を 架空請 求 ハガ のめかし や社会 たり、 日 半 그 と や法 求 は r V ハ

## めざせ! かしこい消費者

なな

よう引き続き注意してく

だ

架空請求と少額訴訟

促

ない どは、 します。 架空のものですので混 記 裁判取り下げ最終期日」 なお、 載されている「裁 ように注意してくださ まったく根拠 架空請 求ハ 判 ガ 0) な 同 丰 Þ L

され すぐに裁判所に事実確認 受取拒否はしないで受領 的に た場合は放っておくと自動 す。 特別送達 事業者から少額訴 イトなどの利用料金に関 や少額訴訟の通 まれな事例 に敗訴に b た事例が発生して 携帯電話の の封書で「支払催 簡易裁判所か なりますので、 で 出 は 知 訟を 会い系サ あ ŋ が 起こ ŧ (V) 来 6

0